

福井県報

号外第104号
令和5年
12月25日(月)
火曜日発行

目次

(※は県例規集登載事項)

条 例

- ※福井県職員の高齢者部分休業に関する条例(四十一・人事課)……………三
- ※福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(四十二・人事課)……………四
- ※福井県国民健康保険条例の一部を改正する条例(四十三・健康政策課)……………四九
- ※福井県自動車駐車場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(四十四・道路保全課)……………五〇

本号で公布する条例のあらまし

◇福井県職員の高齢者部分休業に関する条例(条例第四十一号 人事課)

- 1 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めることとした。(第一条関係)
- 2 高齢者部分休業の承認は、当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間の二分の一を超えない範囲内で人事委員会規則の定める時間を上限とし、五分を単位として行うものとしたほか、申請において示す日は、年齢五十年に達した日の属する年度の翌年度の四月一日以後の日とする事とした。(第二条関係)
- 3 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない一時間につき、福井県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和二十九年福井県条例第二十四号)第十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給することとした。(第三条関係)
- 4 高齢者部分休業の承認を受けて職員が一週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の二分の一に相当する期間を福井県職員等の退職手当に関する条例(昭和二十九年福井県条例第二十五号)第七条第一項から第六項までの規定により計算した在职期間から除算することとした。(第四条関係)
- 5 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、または休業時間を短縮することができることとした。(第五条関係)
- 6 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができることとした。(第六条関係)
- 7 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(条例第四十二号 人事課)

- 一 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正関係
- 1 全ての給料表の給料月額を改定することとした。(別表第一、別表第五の二関係)
- 2 期末手当について、令和五年十二月期の支給割合を百分の百二十五(特定幹部職員にあつては、百分の百五)に引き上げることとした。(改正条例第一条の規定による改正後の第二十一条関係)
- 3 勤勉手当について、令和五年十二月期の支給割合を百分の百五(特定幹部職員にあつては、百分の百二十五)に引き上げることとした。(改正条例第一条の規定による改正後の第二十二条関係)
- 4 令和六年度以降の期末手当について、支給割合を百分の百二十二・五(特定幹部

職員にあつては、百分の百二・五)とすることとした。(改正条例第二条の規定による改正後の第二十一条関係)

5 令和六年度以降の勤勉手当について、支給割合を百分の百二・五(特定幹部職員にあつては、百分の百二十二・五)とすることとした。(改正条例第二条の規定による改正後の第二十二条関係)

6 会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することとした。(改正条例第二条の規定による改正後の第二十二条および第二十六条の六関係)

7 初任給調整手当について、医師および歯科医師に対する支給月額限度額を改定することとした。(改正条例第一条による改正後の第八条の二関係)

8 在宅勤務等手当を新たに設け、一箇月当たり平均十日を超えて在宅勤務等を命ぜられた職員に対し、月額三千円の手当を支給することとした。(改正条例第二条の規定による改正後の第二条および第十一条の三関係)

二 福井県特別職の職員給与および旅費に関する条例の一部改正関係

1 期末手当について、令和五年十二月期の支給割合を百分の百七十五に引き上げることとした。(改正条例第七条の規定による改正後の第二条の二および第三条関係)

2 令和六年度以降の期末手当について、支給割合を百分の百七十とすることとした。(改正条例第八条の規定による改正後の第二条の二および第三条関係)

三 福井県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正関係

在宅勤務等手当を新たに設け、一箇月当たり平均十日を超えて在宅勤務等を命ぜられた職員に対し、支給することとした。(改正条例第十一条の規定による改正後の第二条および第七条の三関係)

四 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、一の4から6までおよび8、二の2ならびに三は令和六年四月一日から施行し、一の1から3までおよび7は令和五年四月一日から、二の1は令和五年十二月一日から適用することとした。

◇福井県国民健康保険条例の一部を改正する条例(条例第四十三号 健康政策課)

1 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)の一部改正に伴い、引用条項の整理を行うこととした。

2 この条例は、令和六年一月一日から施行することとした。

◇福井県自動車駐車場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第四十四号 道路保全課)

1 北陸新幹線福井・敦賀開業および敦賀駅以東の特別急行列車の廃止に伴い、福井駅西口地下駐車場の駐車料金について、特別急行列車の利用者に対する上限額の規定を、新幹線鉄道の列車の利用者に対する規定に改正することとした。(別表関係)

2 この条例は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

条
例

福井県職員の高齢者部分休業に関する条例を公布する。

令和五年十二月二十五日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第四十一号

福井県職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十六条の三の規定に基づき、職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三百三十五号)第一条および第二条に規定する職員を含む。以下同じ。)の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第二条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間の二分の一を超えない範囲内で人事委員会規則の定める時間を上限とし、五分を単位として行うものとする。

2 法第二十六条の三第一項の高年齢として条例で定める年齢は、年齢五十年とする。

3 法第二十六条の三第一項の規定により職員が申請をする場合において、当該申請において示す日は、前項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の四月一日以後の日でなければならない。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第三条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、福井県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和二十九年福井県条例第二十四号)第十四条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、福井県一般職の職員等の給与に関する条例第十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(退職手当の取扱い)

第四条 高齢者部分休業の承認を受けて職員が一週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の二分の一に相当する期間を福井県職員等の退職手当に関する条例(昭和二十九年福井県条例第二十五号)第七条第一項から第六項までの規定により計算した在职期間から除算する。この場合において、同条第七項中「前各項」とあるのは「前各項および福井県職員の高齢者部分休業に関する条例(令和五年福井県条例第四十一号)第四条」と、同条第九項中「前各項」とあるのは「前各項および福井県職員の高齢者部分休業に関する条例第四条」とする。

(承認の取消しまたは休業時間の短縮)

第五条 任命権者(市町村立学校職員給与負担法第一条および第二条に規定する職員については、市町教育委員会。以下同じ。)は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、または休業時間(高齢者部分休業の承認を受けた一週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。)を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第六条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があつた場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(人事委員会規則への委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。
令和五年十二月二十五日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第四十二号

福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(福井県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第一条 福井県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和二十九年福井県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(給料)

第二条 給料は、福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年福井県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。)第八条第一項に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特地勤務手当(第十二条の三の規定による手当を含む。第十八条、第二十四条および第二十七条ならびに附則第十九項において同じ。)、特殊勤務手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当および特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。)、農林漁業普及指導手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当および退職手当を除いたものとする。

(初任給、昇格および昇給の基準)

第四条 (略)

2~12 (略)

13 地方公務員法第二十二條の四第一項または第二十二條の五第一項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第二条第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

14 地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項または地方公共団体の

一般職の任期付職員の採用に関する法律第五条の規定により採用された職員の給料月額、第二項および第四項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時

(給料)

第二条 給料は、福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年福井県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。)第八条第一項に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特地勤務手当(第十二条の三の規定による手当を含む。第十八条、第二十四条および第二十七条ならびに附則第十九項において同じ。)、特殊勤務手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当および新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。)、農林漁業普及指導手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当および退職手当を除いたものとする。

(初任給、昇格および昇給の基準)

第四条 (略)

2~12 (略)

13 地方公務員法第二十二條の四第一項または第二十二條の五第一項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の基準給料月額、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第二条第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数に乗じて得た額とする。

(初任給調整手当)

第八条の二 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号および第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十五年以内、第四号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日(第一号から第三号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から一年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

一 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額三十六万九千五百円

二 医学または歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額五万千円

三・四 (略)

(期末手当)

第二十一条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百二十(管理または監督の地位にある職員のうち職務の複雑、困難および責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員(以下「特定幹部職員」という。)にあつては、百分の百)、十二月に支給する場合には百分の百二十五(特定幹部職員にあつては、百分の百五)を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一〜四 (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」と、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」とする。

4〜7 (略)

(勤勉手当)

(初任給調整手当)

第八条の二 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号および第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十五年以内、第四号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日(第一号から第三号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から一年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

一 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額三十六万八千八百円

二 医学または歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額五万八千円

三・四 (略)

(期末手当)

第二十一条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十(管理または監督の地位にある職員のうち職務の複雑、困難および責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員(第二十二条第二項および附則第二十項において「特定幹部職員」という。)にあつては、百分の百)を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一〜四 (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」と、「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」とする。

4〜7 (略)

(勤勉手当)

第二十二條 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項および附則第十七項第四号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、六月に支給する場合には百分の百(特定幹部職員にあつては、百分の百二十)、十二月に支給する場合には百分の百五(特定幹部職員にあつては、百分の百二十五)を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の四十七・五(特定幹部職員にあつては、百分の五十七・五)、十二月に支給する場合には百分の五十(特定幹部職員にあつては、百分の六十)を乗じて得た額の総額

3 5 (略)

(災害派遣手当)

第二十二條の三 災害派遣手当は、災害応急対策、災害復旧、大規模災害に係る復興計画の作成等、国民の保護のための措置または特定新型インフルエンザ等対策の実施のため派遣された職員が住所または居所を離れた福井県の区域に滞在することを要する場合に限り、支給する。

2 (略)

別表第一から別表第五の二までを次のように改める。

第二十二條 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項および附則第十七項第四号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百(特定幹部職員にあつては、百分の百二十)を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の四十七・五(特定幹部職員にあつては、百分の五十七・五)を乗じて得た額の総額

3 5 (略)

(災害派遣手当)

第二十二條の三 災害派遣手当は、災害応急対策、災害復旧、大規模災害に係る復興計画の作成等、国民の保護のための措置または新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員が住所または居所を離れた福井県の区域に滞在することを要する場合に限り、支給する。

2 (略)

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	305,400	345,200	410,300	459,900
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	307,600	347,800	412,700	463,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	309,800	350,300	415,200	466,000
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	312,100	352,900	417,600	469,000
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	314,300	355,400	419,500	472,000
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	316,500	358,000	421,600	475,000
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	318,800	360,400	423,700	478,000
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	321,000	363,000	425,900	481,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	323,100	365,500	427,800	483,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	325,300	368,100	429,900	486,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	327,500	370,500	432,000	489,900
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	329,500	372,900	433,900	493,000
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	331,500	374,800	435,600	495,700
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	333,500	377,300	437,400	498,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	335,400	379,600	439,300	500,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	337,300	382,100	441,200	502,600
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	339,200	384,500	443,000	504,600
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	341,200	387,100	444,800	506,000
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	343,200	389,700	446,600	507,500
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	345,200	392,300	448,300	508,900
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	347,000	394,600	450,100	510,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	349,000	396,900	451,600	511,500
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	350,900	399,100	453,000	513,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	352,800	401,400	454,500	514,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	354,500	403,200	455,900	515,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	356,500	405,100	457,200	516,700
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	358,300	407,000	458,500	517,900
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	360,200	408,800	459,700	519,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	362,100	410,600	460,700	520,100
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	364,000	412,400	461,400	521,000
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	365,900	414,200	462,200	521,900
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	367,800	416,000	462,900	522,800
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	369,700	417,600	463,600	523,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	371,600	419,100	464,400	524,500
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	373,500	420,600	465,100	525,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	375,400	422,100	465,700	525,700
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	376,900	423,600	466,200	526,400
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	378,700	424,900	466,800	527,000
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	380,500	426,200	467,400	527,800
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	382,100	427,400	468,000	528,400
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	383,800	428,600	468,500	528,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	385,200	429,900	469,000	
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	386,600	431,200	469,400	

	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	388,000	432,400	469,700
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	389,400	433,600	470,000
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	390,600	434,400	
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	391,800	435,200	
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	392,800	436,000	
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	393,900	436,600	
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	395,100	437,300	
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	396,200	438,000	
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	397,300	438,700	
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	398,000	439,500	
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	398,700	440,300	
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	399,400	440,700	
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	400,100	441,400	
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	400,700	441,900	
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	401,300	442,300	
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	401,800	442,700	
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	402,200	443,100	
定年前 再任用 短時間 勤務員 以外の 職員	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	402,600	443,500	
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	402,900	443,900	
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	403,200	444,300	
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	403,500	444,600	
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	403,800	444,900	
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	404,100	445,300	
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	404,400	445,600	
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	404,700	445,900	
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	405,000	446,200	
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	405,300		
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	405,600		
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	405,900		
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	406,200		
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	406,500		
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	406,800		
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	407,100		
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	407,300			
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	407,600			
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	407,900			
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	408,100			
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	408,300			
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	408,600			
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	408,900			
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	409,100			
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	409,300			
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	409,600			
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	409,900			
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	410,100			
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	410,300			
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	410,600			
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	410,900			
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	411,100			

	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	411,300			
	94		295,900	343,600	382,500					
	95		296,200	344,100	382,900					
	96		296,600	344,500	383,300					
	97		296,800	344,700	383,600					
	98		297,100	345,100	384,100					
	99		297,500	345,500	384,500					
	100		297,900	345,800	384,900					
	101		298,100	346,100	385,200					
	102		298,400	346,500	385,700					
	103		298,800	346,900	386,100					
	104		299,100	347,300	386,500					
	105		299,300	347,800	386,800					
	106		299,600	348,200						
	107		300,000	348,600						
	108		300,300	349,000						
	109		300,500	349,500						
	110		300,900	349,900						
	111		301,300	350,200						
	112		301,600	350,500						
	113		301,800	351,000						
	114		302,000							
	115		302,300							
	116		302,700							
	117		302,900							
	118		303,100							
	119		303,400							
	120		303,700							
	121		304,100							
	122		304,300							
	123		304,600							
	124		304,900							
	125		305,200							
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 (第3条関係)

警 察 職 給 料 表

職員の 区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800	384,600	425,000
	2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000	386,800	426,800
	3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200	388,700	428,700
	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100	390,600	430,600
	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000	392,300	432,000
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000	394,300	433,600
	7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000	396,100	435,200
	8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800	397,900	436,700
	9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500	399,600	438,100
	10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500	401,500	439,800
	11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500	403,500	441,400
	12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500	405,500	442,800
	13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300	407,100	443,700
	14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300	409,200	445,300
	15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300	411,200	447,100
	16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300	413,300	448,900
	17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900	415,000	450,400
	18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900	416,600	452,200
	19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800	418,200	454,000
	20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800	419,800	455,700
	21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500	421,300	457,300
	22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600	422,900	459,000
	23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600	424,300	460,600
	24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600	425,700	462,400
	25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100	426,800	463,900
	26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100	428,200	465,300
	27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100	429,700	466,800
	28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200	431,200	468,100
	29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700	432,500	469,300
	30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500	434,200	470,000
	31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100	435,800	470,700
	32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800	437,400	471,400
	33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400	438,800	471,900
	34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900	440,500	472,700
	35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400	442,200	473,400
	36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800	443,800	474,000
	37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	418,000	445,200	474,300
	38	250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	419,500	445,900	474,900
	39	252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	421,000	446,600	475,400
	40	253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	422,400	447,300	475,900
	41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	423,900	447,700	476,400
	42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	425,200	448,300	476,800
	43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	426,400	449,000	477,200

	44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	427,600	449,600	477,600
	45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	428,600	450,400	477,900
	46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	429,300	451,100	
	47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	430,100	451,600	
	48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	430,900	452,100	
	49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400	452,600	
	50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800	452,900	
	51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200	453,200	
	52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500	453,600	
	53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800	454,000	
	54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200	454,200	
	55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500	454,500	
	56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800	454,700	
	57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100	455,100	
	58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400	455,300	
	59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700	455,500	
	60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000	455,700	
	61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300	456,100	
	62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600		
	63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900		
	64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200		
	65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500		
	66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800		
	67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100		
	68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400		
定年前 再任用 短時間 勤務員 以外の 職員	69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	437,600		
	70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	437,900		
	71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	438,200		
	72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	438,400		
	73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	438,600		
	74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	438,900		
	75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	439,200		
	76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	439,500		
	77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	439,700		
	78	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	422,600	440,000		
	79	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	422,900	440,300		
	80	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	423,100	440,600		
	81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	440,800		
	82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600	441,100		
83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900	441,400			
84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100	441,700			
85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300	441,900			
86	294,500	314,700	341,200	381,100	414,400	424,600				
87	295,400	316,000	342,700	381,600	414,700	424,900				
88	296,400	317,500	344,100	382,100	415,000	425,100				
89	297,400	319,000	345,400	382,700	415,300	425,300				
90	298,500	320,500	346,600	383,300	415,700	425,600				
91	299,600	321,900	347,800	383,900	416,100	425,900				
92	300,700	323,400	349,100	384,500	416,500	426,100				

93	301,200	324,600	350,400	384,800	416,800	426,300
94	302,300	325,900	351,900	385,300	417,200	
95	303,400	327,200	353,400	385,900	417,600	
96	304,700	328,500	354,800	386,400	418,000	
97	305,800	329,700	356,100	386,800	418,300	
98	307,000	331,000	357,300	387,200	418,700	
99	308,200	332,200	358,400	387,800	419,100	
100	309,400	333,400	359,600	388,300	419,500	
101	310,500	334,800	360,700	388,700	419,800	
102	311,500	335,700	361,800	389,200		
103	312,500	336,700	362,900	389,800		
104	313,500	337,800	364,000	390,300		
105	314,300	338,900	365,200	390,600		
106	314,900	340,000	365,700	391,000		
107	315,500	341,000	366,300	391,500		
108	316,100	342,000	366,900	391,800		
109	316,600	343,200	367,500	392,100		
110	317,100	344,200	368,000	392,600		
111	317,500	345,200	368,500	393,100		
112	318,000	346,100	369,000	393,600		
113	318,800	347,000	369,400	393,900		
114	319,500	347,900	369,800	394,400		
115	320,200	348,900	370,400	394,900		
116	320,800	349,900	370,900	395,400		
117	321,400	350,900	371,300	395,700		
118	322,200	351,300	371,800	396,200		
119	322,900	351,900	372,400	396,700		
120	323,700	352,500	372,900	397,200		
121	324,300	352,800	373,100	397,600		
122	324,600	353,200	373,600	398,100		
123	325,100	353,700	374,100	398,500		
124	325,600	354,100	374,500	399,000		
125	325,900	354,500	375,000	399,400		
126		354,900	375,500	399,900		
127		355,400	376,000	400,300		
128		355,800	376,500	400,800		
129	356,200	376,800	401,200			
130		377,300				
131		377,800				
132		378,300				
133	378,600	378,600				
134		379,100				
135		379,500				
136		379,900				
137	380,200	380,200				
138		380,700				
139		381,200				
140		381,700				

	141			382,000						
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		242,500	254,200	258,300	289,600	306,200	320,300	343,900	379,200	410,900

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

別表第3 (第3条関係)

イ 教 育 職 給 料 表 (一)

職員の 区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	177,200	219,700	337,600	418,700
	2	178,700	221,400	339,600	420,500
	3	180,300	222,900	341,600	422,300
	4	181,800	224,400	343,600	423,900
	5	183,400	226,100	345,600	425,400
	6	185,300	227,400	347,200	426,900
	7	187,100	228,600	348,800	428,700
	8	189,000	229,900	350,300	430,500
	9	190,700	231,600	351,800	432,200
	10	192,800	233,300	353,800	434,000
	11	194,800	235,000	355,800	435,900
	12	196,800	236,600	357,700	437,700
	13	198,800	238,100	359,600	439,400
	14	200,900	240,100	361,500	441,300
	15	203,000	242,000	363,300	443,100
	16	205,100	243,900	364,900	445,000
	17	207,300	245,600	366,500	446,700
	18	209,400	248,000	368,300	448,500
	19	211,600	250,400	370,100	450,300
	20	213,500	252,800	371,900	452,100
	21	215,700	255,200	373,500	453,700
	22	217,300	257,600	375,400	455,400
	23	218,800	259,900	377,100	457,300
	24	220,300	262,100	378,800	459,000
	25	221,800	264,300	380,100	460,700
	26	223,000	266,500	381,900	462,300
	27	224,200	268,900	383,700	463,900
	28	225,500	271,000	385,600	465,400
	29	226,800	273,300	387,400	466,900
	30	228,300	275,600	389,200	468,200
	31	229,900	277,800	391,100	469,500
	32	231,300	279,900	393,000	470,800
	33	232,700	282,000	394,600	472,000
	34	234,400	284,200	396,300	472,700
	35	236,200	286,300	397,900	473,400
	36	237,700	288,200	399,600	474,100
	37	239,100	290,300	400,800	474,700
	38	240,600	292,000	402,200	475,400
	39	242,100	293,800	403,600	476,100
	40	243,600	295,500	405,000	476,800
	41	245,000	296,800	406,600	477,400
	42	246,300	298,800	408,000	478,100
	43	247,500	300,700	409,300	478,800

	44	248,600	302,700	410,700	479,500
	45	249,700	304,700	412,100	480,100
	46	250,900	306,800	413,400	480,800
	47	252,100	309,000	414,900	481,500
	48	253,100	311,200	416,400	482,200
	49	254,200	313,300	418,000	482,800
	50	255,500	315,600	419,400	
	51	256,700	317,800	421,000	
	52	258,000	319,900	422,500	
	53	259,100	322,000	424,200	
	54	260,300	323,500	425,700	
	55	261,600	325,000	427,300	
	56	262,600	326,500	428,900	
	57	263,700	328,200	430,400	
	58	264,400	330,200	431,900	
	59	265,400	332,200	433,100	
	60	266,400	334,100	434,300	
	61	267,300	335,900	435,500	
	62	268,100	337,900	436,800	
	63	268,900	339,900	438,100	
	64	269,700	341,800	439,300	
	65	270,800	343,500	440,500	
	66	272,100	345,500	441,700	
	67	273,400	347,500	442,900	
	68	274,700	349,500	444,100	
	69	275,900	351,300	445,300	
	70	277,100	353,200	446,500	
	71	278,300	355,100	447,700	
	72	279,500	357,000	448,900	
	73	280,500	358,600	450,000	
	74	281,500	360,500	450,600	
	75	282,500	362,300	451,100	
	76	283,400	364,200	451,600	
定年前	77	284,300	366,000	452,100	
再任用	78	285,200	367,700	452,700	
短時間	79	286,100	369,300	453,200	
勤務員	80	287,000	370,900	453,700	
以外の	81	287,800	372,300	454,200	
職員	82	288,900	373,800	454,800	
	83	289,900	375,200	455,300	
	84	290,900	376,500	455,800	
	85	291,900	377,600	456,300	
	86	292,900	379,000	456,900	
	87	293,900	380,400	457,400	
	88	294,900	381,700	457,900	
	89	296,000	382,900	458,400	
	90	297,100	384,200		
	91	298,200	385,300		
	92	299,200	386,500		

93	299,700	387,700
94	300,700	388,800
95	301,800	390,000
96	303,000	391,200
97	304,000	392,600
98	305,100	393,600
99	306,100	394,600
100	307,100	395,600
101	307,900	396,500
102	309,000	397,500
103	310,000	398,600
104	311,000	399,700
105	311,600	400,400
106	312,500	401,300
107	313,300	402,200
108	314,100	403,100
109	314,800	403,900
110	315,200	404,800
111	315,600	405,600
112	316,100	406,400
113	316,600	407,000
114	317,000	407,700
115	317,500	408,400
116	317,900	409,100
117	318,400	409,700
118	318,900	410,200
119	319,300	410,600
120	319,800	411,000
121	320,300	411,300
122	320,700	411,600
123	321,200	411,900
124	321,700	412,100
125	322,300	412,300
126	322,600	412,600
127	322,900	412,900
128	323,200	413,100
129	323,400	413,300
130	323,700	413,600
131	324,000	413,900
132	324,300	414,100
133	324,500	414,300
134	324,700	414,600
135	324,900	414,900
136	325,200	415,100
137	325,500	415,300
138	325,700	415,600
139	326,000	415,900
140	326,300	416,100

	141	326,500	416,300		
	142	326,700	416,600		
	143	327,000	416,900		
	144	327,200	417,100		
	145	327,500	417,300		
	146	327,700	417,600		
	147	328,000	417,900		
	148	328,300	418,100		
	149	328,500	418,300		
	150	328,700	418,600		
	151	329,000	418,900		
	152	329,300	419,100		
	153	329,500	419,300		
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 235,000	円 275,300	円 332,200	円 416,600

- 備考 1 この表は、高等学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3 (第3条関係)

口 教 育 職 給 料 表 (二)

職員の 区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	177,200	193,400	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	353,600	441,800
	27	224,000	242,000	355,300	442,800
	28	225,200	243,900	357,000	443,900
	29	226,700	245,600	358,600	445,100
	30	228,200	248,000	360,200	445,900
	31	229,700	250,400	361,800	446,700
	32	231,200	252,800	363,300	447,600
	33	232,500	255,200	364,600	448,500
	34	234,100	257,600	366,100	449,000
	35	235,800	259,900	367,600	449,500
	36	237,200	262,100	369,300	450,000
	37	238,500	264,300	371,000	450,500
	38	239,900	266,500	372,500	451,000
	39	241,300	268,900	373,800	451,500
	40	242,700	271,000	375,200	452,000
	41	244,000	273,300	376,300	452,500
	42	245,300	275,600	377,700	453,000
	43	246,500	277,800	379,100	453,500

	44	247,800	279,900	380,600	454,000
	45	249,100	282,000	382,000	454,500
	46	250,400	284,200	383,600	455,000
	47	251,600	286,300	385,100	455,500
	48	252,700	288,200	386,600	456,000
	49	253,800	290,300	387,900	456,500
	50	255,100	292,000	389,400	
	51	256,400	293,800	390,800	
	52	257,400	295,500	392,100	
	53	258,500	296,800	393,300	
	54	259,900	298,800	394,600	
	55	260,900	300,700	395,700	
	56	261,900	302,700	396,800	
	57	262,900	304,700	398,000	
	58	263,900	306,800	399,200	
	59	264,900	309,000	400,400	
	60	265,900	311,200	401,600	
	61	266,800	313,300	402,700	
	62	267,500	315,600	403,700	
	63	268,200	317,800	405,000	
	64	268,800	319,900	406,200	
	65	269,500	322,000	407,400	
	66	270,700	323,500	408,500	
	67	271,800	325,000	409,600	
	68	272,900	326,500	410,700	
	69	274,200	328,200	411,700	
	70	275,600	330,200	412,900	
	71	276,800	332,200	414,100	
	72	278,000	334,100	415,300	
	73	278,800	335,900	415,900	
	74	279,700	337,900	416,700	
	75	280,700	339,800	417,400	
	76	281,700	341,700	417,900	
	77	282,600	343,400	418,200	
	78	283,600	345,200	418,600	
	79	284,700	346,900	419,000	
	80	285,500	348,600	419,400	
定年前 再任用 短時間 勤務員 以外の 職員	81	286,300	350,400	419,700	
	82	287,100	352,100	420,100	
	83	287,900	353,500	420,500	
	84	288,700	355,100	420,800	
	85	289,600	356,300	421,100	
	86	290,400	357,900	421,500	
	87	291,100	359,400	421,900	
	88	291,900	360,900	422,200	
	89	292,800	362,200	422,500	
	90	293,700	363,500	422,800	
	91	294,600	364,800	423,100	
	92	295,300	366,200	423,300	

93	295,600	367,600	423,500
94	296,300	368,900	423,800
95	297,000	370,100	424,100
96	297,700	371,200	424,300
97	298,400	372,200	424,500
98	299,200	373,200	424,800
99	300,000	374,200	425,100
100	300,700	375,100	425,300
101	301,400	375,900	425,500
102	301,800	376,900	425,800
103	302,200	377,800	426,100
104	302,600	378,700	426,300
105	302,800	379,500	426,500
106	303,100	380,400	
107	303,400	381,300	
108	303,600	382,200	
109	303,800	383,000	
110	304,000	384,000	
111	304,300	384,900	
112	304,600	385,800	
113	304,800	386,400	
114	305,000	387,300	
115	305,200	388,200	
116	305,500	389,100	
117	305,800	389,900	
118	306,000	390,600	
119	306,300	391,400	
120	306,600	392,200	
121	306,800	392,800	
122	307,000	393,600	
123	307,200	394,300	
124	307,500	395,000	
125	307,800	395,600	
126		396,300	
127		396,800	
128		397,400	
129		398,100	
130		398,700	
131		399,200	
132		399,700	
133		400,000	
134		400,300	
135		400,600	
136		400,900	
137		401,200	
138		401,500	
139		401,800	
140		402,100	

	141		402,400		
	142		402,700		
	143		403,000		
	144		403,300		
	145		403,500		
	146		403,800		
	147		404,100		
	148		404,300		
	149		404,500		
	150		404,800		
	151		405,100		
	152		405,300		
	153		405,500		
	154		405,800		
	155		406,100		
	156		406,300		
	157		406,500		
	158		406,800		
	159		407,100		
	160		407,300		
	161		407,500		
	162		407,800		
	163		408,100		
	164		408,300		
	165		408,500		
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 226,200	円 272,100	円 325,500	円 406,600

備考 1 この表は、中学校、小学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 (第3条関係)

研 究 職 給 料 表

職員の 区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	162,500	210,100	291,600	338,900	406,100
	2	163,600	213,200	294,000	341,000	408,700
	3	164,800	215,900	296,300	342,900	411,500
	4	165,900	218,400	298,600	344,600	414,100
	5	167,000	220,900	300,700	346,300	417,000
	6	168,300	222,600	302,600	347,800	419,500
	7	169,600	224,300	304,400	349,200	422,300
	8	170,900	226,200	306,100	350,400	424,900
	9	171,900	228,100	307,800	351,900	427,300
	10	173,600	230,300	310,100	353,800	430,000
	11	175,200	232,700	312,300	355,800	432,600
	12	176,900	234,700	314,700	357,500	435,200
	13	178,300	236,700	316,500	359,300	437,600
	14	180,200	239,100	318,800	361,100	440,200
	15	182,100	241,600	321,200	362,700	442,800
	16	184,100	243,900	323,500	364,200	445,300
	17	185,800	246,100	325,700	365,700	447,600
	18	187,900	248,500	327,900	367,600	450,000
	19	190,100	251,100	329,800	369,300	452,500
	20	192,100	253,600	331,700	371,200	455,000
	21	194,100	256,000	333,700	372,700	456,900
	22	196,100	258,300	335,100	374,600	459,000
	23	198,100	260,500	336,300	376,300	461,100
	24	199,900	262,700	337,700	378,000	463,100
	25	201,700	265,000	339,300	379,400	465,000
	26	203,900	267,300	341,000	381,100	466,900
	27	206,000	269,500	342,800	383,000	468,900
	28	208,100	271,600	344,400	384,900	470,900
	29	210,200	273,900	346,000	386,600	472,700
	30	211,300	276,000	347,600	388,400	474,600
	31	212,600	277,900	349,000	390,300	476,600
	32	213,900	279,700	350,300	392,100	478,600
	33	215,600	281,400	351,500	393,600	480,300
	34	217,300	283,400	352,900	395,400	481,900
	35	219,100	285,400	354,200	397,000	483,500
	36	220,700	287,200	355,500	398,700	485,200
	37	222,200	288,900	356,700	399,900	486,700
	38	224,100	290,000	357,900	401,300	487,800
	39	226,000	291,100	359,100	402,700	489,100
	40	227,700	292,200	360,300	404,100	490,300
	41	229,400	293,200	361,000	405,400	491,200
	42	231,000	293,900	362,100	406,700	492,100
	43	232,700	294,400	363,300	408,200	493,100

	44	234,200	294,900	364,400	409,700	494,100
	45	235,700	295,400	365,500	410,900	494,900
	46	237,200	296,300	366,700	412,100	495,700
	47	238,700	297,300	367,900	413,700	496,500
	48	240,100	298,200	369,000	415,200	497,300
	49	241,500	299,200	370,000	416,500	497,900
	50	243,200	300,200	371,300	417,900	
	51	244,800	301,100	372,600	419,300	
	52	246,200	302,000	373,800	420,700	
	53	247,400	303,000	374,500	422,100	
	54	249,000	303,900	375,500	423,500	
	55	250,600	304,700	376,400	424,900	
	56	252,000	305,500	377,200	426,300	
	57	253,200	305,900	377,900	427,400	
	58	254,400	306,600	378,600	428,700	
定年前	59	255,300	307,500	379,300	430,100	
再任用	60	256,200	308,200	380,000	431,400	
短時間	61	257,100	308,900	380,600	432,200	
勤務員	62	257,900	309,900	381,300	433,100	
以外の	63	258,700	310,800	382,100	434,100	
職員	64	259,500	311,700	382,900	435,000	
	65	260,300	312,500	383,500	435,900	
	66	261,100	313,400	384,300	436,700	
	67	261,800	314,300	385,000	437,300	
	68	262,400	315,200	385,700	438,100	
	69	263,000	316,100	386,300	438,500	
	70	264,000	317,100	387,000	439,100	
	71	265,200	318,100	387,700	439,600	
	72	266,200	319,100	388,400	440,100	
	73	267,400	319,600	389,100	440,600	
	74	268,600	320,600	389,700	441,200	
	75	269,600	321,700	390,300	441,700	
	76	270,600	322,700	391,000	442,200	
	77	271,600	323,800	391,700	442,700	
	78	272,600	324,800	392,300	443,300	
	79	273,600	325,700	392,900	443,800	
	80	274,500	326,600	393,500	444,300	
	81	275,500	327,500	394,100	444,800	
	82	276,600	328,300	394,700	445,400	
	83	277,700	329,000	395,300	445,900	
	84	278,600	329,600	395,900	446,400	
	85	279,500	330,100	396,400	446,900	
	86	280,400	330,600	396,900	447,500	
	87	281,300	331,100	397,400	448,000	
	88	282,000	331,500	398,100	448,500	
	89	282,800	331,800	398,500	449,000	
	90	283,900	332,300			
	91	284,900	332,800			
	92	285,900	333,200			

	93	286,800	333,500			
	94	287,700	333,900			
	95	288,700	334,300			
	96	289,600	334,700			
	97	289,900	335,200			
	98	290,800	335,700			
	99	291,500	336,200			
	100	292,400	336,700			
	101	293,300	337,200			
	102	293,900	337,700			
	103	294,600	338,200			
	104	295,300	338,700			
	105	295,800	339,100			
	106	296,300	339,500			
	107	296,800	340,000			
	108	297,200	340,400			
	109	297,400	340,900			
	110	297,800	341,300			
	111	298,100	341,800			
	112	298,300	342,200			
	113	298,600	342,700			
	114	298,900	343,100			
	115	299,200	343,600			
	116	299,500	344,000			
	117	299,800	344,500			
	118	300,100	344,900			
	119	300,300	345,300			
	120	300,600	345,700			
	121	300,900	346,100			
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 218,500	円 259,700	円 284,500	円 327,000	円 381,500

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究または調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5 (第3条関係)

イ 医 療 職 給 料 表 (一)

職員の 区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100
	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300
	39	374,000	435,300	488,900	546,700
	40	376,000	437,200	490,700	548,300
	41	378,000	439,000	492,300	549,800
	42	378,700	440,700	494,100	551,200
	43	379,300	442,400	495,900	552,600

	44	380,000	444,200	497,500	553,900
	45	380,900	446,000	498,900	555,100
	46	382,200	447,800	500,600	556,100
定年前	47	383,500	449,500	502,400	557,100
再任用	48	384,800	451,200	504,100	558,100
短時間					
勤務員	49	385,600	452,800	505,600	559,100
以外の	50	386,400	454,500	506,900	560,000
職員	51	387,200	456,200	508,200	560,900
	52	387,700	457,900	509,500	561,800
	53	388,500	459,800	510,500	562,600
	54	389,300	461,000	511,800	563,500
	55	390,000	462,200	513,100	564,400
	56	390,700	463,400	514,400	565,300
	57	391,400	464,400	515,400	566,200
	58	392,300	465,400	516,200	567,100
	59	393,000	466,300	517,000	568,000
	60	393,600	467,100	517,800	568,700
	61	394,100	467,900	518,700	569,600
	62	394,600	468,600	519,500	570,500
	63	395,000	469,300	520,400	571,400
	64	395,400	469,900	521,200	572,300
	65	395,700	470,600	522,100	573,200
	66		471,300	523,000	574,100
	67		471,900	523,700	575,000
	68		472,500	524,600	575,900
	69		472,800	525,500	576,800
	70		473,400	526,300	577,700
	71		474,100	527,200	578,600
	72		474,800	528,100	579,500
	73		475,200	528,900	580,400
	74		475,800	529,800	581,300
	75		476,500	530,700	582,200
	76		477,200	531,400	583,100
	77		477,600	532,200	584,000
	78		478,200	533,100	584,900
	79		478,800	534,000	585,800
	80		479,300	534,900	586,700
	81		479,900	535,700	587,600
	82		480,400	536,600	588,500
	83		480,900	537,500	589,400
	84		481,400	538,400	590,300
	85		481,800	539,200	591,200
	86		482,400	540,100	592,100
	87		482,800	541,000	593,000
	88		483,300	541,900	593,900
	89		483,800	542,700	594,800
	90		484,400		
	91		485,000		
	92		485,400		

	93		485,900		
	94		486,500		
	95		487,100		
	96		487,600		
	97		488,100		
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 297,300	円 339,700	円 394,300	円 467,400

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師および歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5 (第3条関係)

口 医 療 職 給 料 表 (二)

職員の 区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300
	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600

	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200
	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500
	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800
	50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200
	51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500
	52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800
	53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100
	54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000	
定年前	55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300	
再任用	56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600	
短時間	57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900	
勤務員	58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200	
以外の	59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500	
職員	60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900	
	61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100	
	62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400	
	63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700	
	64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000	
	65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200	
	66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900	407,500	
	67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600	407,800	
	68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200	408,100	
	69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600	408,300	
	70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100	408,600	
	71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600	408,900	
	72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100	409,200	
	73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700	409,400	
	74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200	409,700	
	75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800	410,000	
	76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400	410,300	
	77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900	410,500	
	78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400		
	79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900		
	80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400		
	81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700		
	82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200		
	83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600		
	84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000		
	85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400		
	86		290,700	326,500	347,300			
	87		290,900	326,700	347,600			
	88		291,100	327,000	347,900			
	89		291,500	327,400	348,300			
	90		291,700	327,800	348,600			
	91		291,900	328,200	349,000			
	92		292,100	328,600	349,300			

	93		292,500	328,900	349,700			
	94		292,700	329,100	350,000			
	95		292,900	329,500	350,300			
	96		293,200	329,800	350,600			
	97		293,500	330,000	350,900			
	98		293,700	330,300	351,300			
	99		293,900	330,600	351,700			
	100		294,200	330,900	352,100			
	101		294,500	331,100	352,600			
	102		294,700	331,400	353,000			
	103		294,900	331,800	353,400			
	104		295,200	332,000	353,800			
	105		295,500	332,200	354,300			
	106			332,400				
	107			332,800				
	108			333,000				
	109			333,200				
	110			333,600				
	111			334,000				
	112			334,400				
	113			334,600				
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師、薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5 (第3条関係)

ハ 医 療 職 給 料 表 (三)

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900
	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
	42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
	43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400

	44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
	45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
	46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
	47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
	48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
	49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
	50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
	51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
	52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
	53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
	54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
	55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
	56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
	57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
	58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
	59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
	60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
	61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
	62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
	63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
	64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
	65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
	66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
	67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
	68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
	69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
	70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	432,300	
	71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	432,600	
	72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	432,900	
	73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	433,300	
	74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	433,700	
	75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	434,000	
	76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700	434,300	
	77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100	434,700	
	78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
	79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
	80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		
	81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800		
	82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		
定年前	83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
再任用	84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		
短時間	85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300		
勤務員	86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800		
以外の	87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300		
職員	88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700		
	89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000		
	90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400		
	91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900		
	92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300		

93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
94	283,800	316,500	349,400	367,500	
95	284,700	317,200	350,100	367,900	
96	285,600	317,800	350,700	368,200	
97	286,200	318,300	351,100	368,800	
98	286,800	318,600	351,500	369,300	
99	287,400	319,200	352,000	369,800	
100	288,300	319,800	352,400	370,300	
101	289,100	320,200	352,900	370,900	
102	289,900	320,800	353,300	371,400	
103	290,700	321,400	353,800	371,900	
104	291,500	321,900	354,200	372,300	
105	292,100	322,300	354,500	372,900	
106	292,600	322,800	355,000	373,400	
107	293,100	323,300	355,400	373,900	
108	293,500	323,800	355,700	374,400	
109	293,700	324,200	356,200	375,000	
110	294,000	324,600	356,700	375,400	
111	294,200	324,900	357,200	375,900	
112	294,500	325,200	357,700	376,400	
113	294,800	325,500	358,200	377,000	
114	295,000	325,900	358,700		
115	295,300	326,300	359,200		
116	295,500	326,600	359,600		
117	295,800	326,800	360,000		
118	296,100	327,100	360,400		
119	296,400	327,500	360,900		
120	296,700	327,700	361,400		
121	297,000	327,900	361,800		
122	297,400	328,200	362,300		
123	297,700	328,500	362,800		
124	298,100	328,800	363,300		
125	298,300	329,000	363,600		
126	298,500	329,300			
127	298,800	329,700			
128	299,200	329,900			
129	299,400	330,100			
130	299,700	330,300			
131	300,100	330,700			
132	300,500	330,900			
133	300,700	331,200			
134	301,000	331,600			
135	301,400	332,000			
136	301,700	332,400			
137	301,900	332,700			
138	302,200	333,100			
139	302,600	333,500			
140	302,900	333,900			

	141	303,100	334,200					
	142	303,500	334,600					
	143	303,900	334,900					
	144	304,200	335,300					
	145	304,400	335,600					
	146	304,600	336,000					
	147	304,900	336,400					
	148	305,300	336,800					
	149	305,500	337,100					
	150	305,700	337,500					
	151	306,000	337,900					
	152	306,300	338,300					
	153	306,700	338,600					
	154	306,900						
	155	307,100						
	156	307,400						
	157	307,700						
	158	308,000						
	159	308,300						
	160	308,600						
	161	309,000						
	162	309,300						
	163	309,600						
	164	309,900						
	165	310,300						
	166	310,600						
	167	310,900						
	168	311,200						
	169	311,600						
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300	371,800

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5の2 (第3条関係)

福 社 職 給 料 表

職員の 区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	176,900	223,400	264,400	284,900	323,100	365,500
	2	178,100	225,100	265,900	286,300	325,300	368,100
	3	179,300	226,900	267,300	287,800	327,500	370,500
	4	180,500	228,600	268,700	289,100	329,500	372,900
	5	181,400	230,300	269,600	290,500	331,500	374,800
	6	182,900	232,000	270,800	292,200	333,500	377,300
	7	184,300	233,700	272,100	294,000	335,400	379,600
	8	185,700	235,000	273,400	295,800	337,300	382,100
	9	186,800	236,700	274,400	297,500	339,200	384,500
	10	188,200	238,200	275,500	299,400	341,200	387,100
	11	189,600	239,500	276,700	301,400	343,200	389,700
	12	191,000	240,700	277,600	303,200	345,200	392,300
	13	192,400	242,000	278,500	304,400	347,000	394,600
	14	193,700	243,300	279,700	306,500	349,000	396,900
	15	195,100	244,600	281,000	308,500	350,900	399,100
	16	196,400	245,800	282,300	310,400	352,800	401,400
	17	197,800	247,000	283,600	312,300	354,500	403,200
	18	199,100	248,200	285,200	314,000	356,500	405,100
	19	200,400	249,300	286,800	315,600	358,300	407,000
	20	201,500	250,300	288,200	317,300	360,200	408,800
	21	202,500	251,000	289,400	319,000	362,100	410,600
	22	204,100	252,100	291,100	321,100	364,000	412,400
	23	205,700	253,300	292,400	323,100	365,900	414,200
	24	207,100	254,400	293,900	324,900	367,800	416,000
	25	208,700	255,600	295,600	326,800	369,700	417,600
	26	210,100	257,200	296,900	328,700	371,600	419,100
	27	211,500	258,700	298,400	330,500	373,500	420,600
	28	212,900	260,200	299,900	332,300	375,400	422,100
	29	214,600	261,600	300,900	334,100	376,900	423,600
	30	215,800	262,800	302,100	336,100	378,700	424,900
	31	217,200	263,900	303,500	338,000	380,500	426,200
	32	218,300	265,200	304,700	339,900	382,100	427,400
	33	219,400	266,300	305,900	341,500	383,800	428,600
	34	220,700	267,300	307,400	343,400	385,200	429,900
	35	221,900	268,500	308,700	345,100	386,600	431,200
	36	222,900	269,500	310,100	346,800	388,000	432,400
	37	223,900	270,500	311,600	348,000	389,400	433,600
	38	225,000	271,700	313,000	349,900	390,600	434,400
	39	226,100	272,700	314,400	351,800	391,800	435,200
	40	227,100	273,800	315,900	353,600	392,800	436,000
	41	228,000	274,900	317,200	355,500	393,900	436,600
	42	228,700	276,200	318,700	357,300	395,100	437,300
	43	229,500	277,700	320,200	359,000	396,200	438,000

	44	230,300	279,000	321,500	360,700	397,300	438,700
	45	231,000	280,400	322,500	362,400	398,000	439,500
	46	231,800	281,800	323,700	363,800	398,700	440,300
	47	232,700	283,200	324,900	365,200	399,400	440,700
	48	233,400	284,600	326,100	366,600	400,100	441,400
	49	234,000	286,000	327,100	367,600	400,700	441,900
	50	234,900	287,200	328,100	368,700	401,300	442,300
	51	235,900	288,400	328,900	369,700	401,800	442,700
	52	236,600	289,700	329,900	370,800	402,200	443,100
	53	237,000	290,700	330,600	371,500	402,600	443,500
	54	238,000	291,800	331,300	372,100	402,900	443,900
	55	238,600	292,900	332,000	372,800	403,200	444,300
	56	239,200	293,900	332,800	373,600	403,500	444,600
	57	239,900	295,100	333,400	374,400	403,800	444,900
	58	240,600	296,400	333,900	375,200	404,100	445,300
	59	241,300	297,700	334,500	376,000	404,400	445,600
	60	241,900	299,000	335,000	376,700	404,700	445,900
	61	242,500	300,100	335,400	377,500	405,000	446,200
	62	243,000	301,500	335,600	378,200	405,300	
	63	243,500	302,700	336,100	378,900	405,600	
	64	244,000	304,100	336,600	379,500	405,900	
	65	244,600	305,200	336,900	379,800	406,200	
	66	245,400	306,400	337,300	380,400	406,500	
	67	246,300	307,500	337,800	381,000	406,800	
	68	247,000	308,600	338,200	381,700	407,100	
	69	247,900	309,300	338,700	382,100	407,300	
	70	248,800	310,400	339,200	382,800	407,600	
	71	249,600	311,600	339,600	383,400	407,900	
	72	250,200	312,800	340,100	384,000	408,100	
	73	250,800	314,100	340,300	384,400	408,300	
	74	251,700	314,800	340,800	385,000	408,600	
定年前	75	252,500	315,400	341,300	385,600	408,900	
再任用	76	253,200	316,000	341,700	386,200	409,100	
短時間	77	253,900	316,700	342,000	386,600	409,300	
勤務員	78	254,800	317,400	342,400	387,100		
以外の	79	255,700	318,000	342,900	387,600		
職員	80	256,300	318,600	343,300	388,200		
	81	257,000	318,900	343,500	388,700		
	82	257,500	319,200	343,800	389,100		
	83	258,100	319,800	344,300	389,500		
	84	258,700	320,100	344,700	389,900		
	85	259,300	320,400	345,000	390,100		
	86	260,100	320,700	345,300	390,300		
	87	260,800	321,000	345,800	390,600		
	88	261,500	321,300	346,200	390,900		
	89	262,000	321,700	346,500	391,100		
	90	262,800	322,100	346,900	391,400		
	91	263,600	322,400	347,300	391,700		
	92	264,300	322,600	347,500	391,900		

93	264,700	323,100	347,800	392,100
94	265,200	323,500		392,400
95	265,700	323,700		392,700
96	266,400	324,100		392,900
97	267,100	324,500		393,100
98	267,800	324,900		393,400
99	268,500	325,300		393,700
100	269,200	325,600		393,900
101	269,600	325,800		394,100
102	270,100	326,100		
103	270,500	326,400		
104	270,900	326,700		
105	271,100	327,100		
106	271,300	327,300		
107	271,600	327,600		
108	271,900	328,000		
109	272,200	328,400		
110	272,500	328,700		
111	272,800	329,100		
112	273,000	329,400		
113	273,300	329,700		
114	273,600	330,100		
115	273,900	330,400		
116	274,300	330,600		
117	274,600	330,800		
118	274,900	331,100		
119	275,300	331,500		
120	275,700	331,900		
121	275,900	332,100		
122	276,100			
123	276,500			
124	276,800			
125	277,000			
126	277,300			
127	277,700			
128	278,100			
129	278,300			
130	278,700			
131	279,100			
132	279,400			
133	279,600			
134	279,900			
135	280,300			
136	280,600			
137	280,800			
138	281,100			
139	281,400			
140	281,700			

	141	281,900					
	142	282,100					
	143	282,300					
	144	282,600					
	145	283,000					
	146	283,200					
	147	283,500					
	148	283,800					
	149	284,100					
	150	284,300					
	151	284,600					
	152	284,800					
	153	285,100					
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 202,500	円 242,000	円 256,300	円 289,400	円 316,200	円 358,000

備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(給料)

第二条 給料は、福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年福井県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。)第八条第一項に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、寒冷地手当、特地勤務手当(第十二条の三の規定による手当を含む。第十八条、第二十四条および第二十七条ならびに附則第十九項において同じ。)、特殊勤務手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当および特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。)、農林漁業普及指導手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当および退職手当を除いたものとする。

(通勤手当)

第十一条 (略)
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(第十一条の三第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員および定年前再任用短時間勤務職員(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。))にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額

イ〜ワ (略)

三 (略)

3 (略)

4 公署を異にする異動または在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第一項第一号または第三号に掲げる職員で、当該異動または公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹

(給料)

第二条 給料は、福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年福井県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。)第八条第一項に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特地勤務手当(第十二条の三の規定による手当を含む。第十八条、第二十四条および第二十七条ならびに附則第十九項において同じ。)、特殊勤務手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当および特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。)、農林漁業普及指導手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当および退職手当を除いたものとする。

(通勤手当)

第十一条 (略)
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

イ〜ワ (略)

三 (略)

3 (略)

4 公署を異にする異動または在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第一項第一号または第三号に掲げる職員で、当該異動または公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「特別急行列車等」と

線鉄道等」という。)でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担すること

を常例とするものの通勤手当の額は、前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額(その額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額」という。))が二万円を超えるときは、支給単位期間につき、二万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が二以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額の合計額が二万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、二万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

二 (略)

5 前項の規定は、職員以外の地方公務員、国家公務員またはその業務が県の事務もしくは事業と密接な関連を有する法人であつて人事委員会規則で定めるものを使用される者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第一項第一号または第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等での利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

659 (略)

(単身赴任手当)

第十一条の二 (略)

(在宅勤務等手当)

第十一条の三 住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

いう。)でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額(その額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額」という。))が二万円を超えるときは、支給単位期間につき、二万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が二以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額の合計額が二万円を超えるときは、その者の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、二万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

二 (略)

5 前項の規定は、職員以外の地方公務員、国家公務員またはその業務が県の事務もしくは事業と密接な関連を有する法人であつて人事委員会規則で定めるものを使用される者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第一項第一号または第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、特別急行列車等での利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

659 (略)

(単身赴任手当)

第十一条の二 (略)

2 在宅勤務等手当の月額は、三千円とする。

3 前二項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(寒冷地手当)

第十二条 (略)

(特定職員についての適用除外)

第二十条 (略)

2・3 (略)

4 第八条、第九条、第十条、第十条の五、第十一条の二から第十二条の三まで、第十九条の二および第二十二條の三から第二十二條の五までの規定は、第二号会計年度任用職員には適用しない。

(期末手当)

第二十一条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十二・五(管理または監督の地位にある職員のうち職務の複雑、困難および責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員(以下「特定幹部職員」という。)にあつては、百分の百二・五)を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一〜四 (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十八・七五」と、「百分の百二・五」とあるのは「百分の五十八・七五」とする。

4〜7 (略)

(勤勉手当)

第二十二條 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、または死亡し

(寒冷地手当)

第十二条 (略)

(特定職員についての適用除外)

第二十条 (略)

2・3 (略)

4 第八条、第九条、第十条、第十条の五、第十一条の二から第十二条の三まで、第十九条の二、第二十二條および第二十二條の三から第二十二條の五までの規定は、第二号会計年度任用職員には適用しない。

(期末手当)

第二十一条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百二十(管理または監督の地位にある職員のうち職務の複雑、困難および責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員(以下「特定幹部職員」という。)にあつては、百分の百)、十二月に支給する場合には百分の百二十五(特定幹部職員にあつては、百分の百五)を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一〜四 (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」と、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」とする。

4〜7 (略)

(勤勉手当)

第二十二條 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、または死亡し

た職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項および附則第十七項第四号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百二・五(特定幹部職員にあつては、百分の百二十二・五)を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の四十八・七五(特定幹部職員にあつては、百分の五十八・七五)を乗じて得た額の総額

3 5 (略)

6 任用期間が六月未満である第二号会計年度任用職員には、勤勉手当は支給しない。ただし、任用期間が六月に満たない場合であつても、第二号会計年度任用職員が同一会計年度内において任用され、その任用期間が通算して六月以上となつた場合には、当該会計年度内において、任用期間が六月以上である第二号会計年度任用職員とみなす。

第二十六条の六 第一号会計年度任用職員の給与は、報酬、期末手当および勤勉手当とする。

2 6 (略)

7 任用期間が六月以上である第一号会計年度任用職員(人事委員会規則で定めるものに限る。)には、この条例の規定により期末手当および勤勉手当の支給を受ける職員の例により期末手当および勤勉手当を支給する。この場合において、期末手当および勤勉手当基礎額は、人事委員会規則で定めるところにより算定した額とする。

8 (略)

9 第一号会計年度任用職員に対する期末手当の支給については第二十一条の二および第二十一条の三の規定を、勤勉手当の支給については第二十二条第五項の規定を準用する。

10 (略)

(技能労務職員の給与の種類および基準)

第二十七条 技能労務職員の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、寒冷地手当、特地勤務手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当および退職手当とする。

2 4 (略)

た職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項および附則第十七項第四号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、六月に支給する場合には百分の百(特定幹部職員にあつては、百分の百二十)、十二月に支給する場合には百分の百五(特定幹部職員にあつては、百分の百二十五)を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の四十七・五(特定幹部職員にあつては、百分の五十七・五)、十二月に支給する場合には百分の五十(特定幹部職員にあつては、百分の六十)を乗じて得た額の総額

3 5 (略)

第二十六条の六 第一号会計年度任用職員の給与は、報酬および期末手当とする。

2 6 (略)

7 任用期間が六月以上である第一号会計年度任用職員(人事委員会規則で定めるものに限る。)には、この条例の規定により期末手当の支給を受ける職員の例により期末手当を支給する。この場合において、期末手当基礎額は、人事委員会規則で定めるところにより算定した額とする。

8 (略)

9 第一号会計年度任用職員に対する期末手当の支給については、第二十一条の二および第二十一条の三の規定を準用する。

10 (略)

(技能労務職員の給与の種類および基準)

第二十七条 技能労務職員の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特地勤務手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当および退職手当とする。

2 4 (略)

(福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の一部改正)
 第三条 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例(平成十四年福井県条例第四号)の一部を次のように改正する。
 第五条第一項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
	円
1	402,000
2	461,000
3	522,000
4	603,000
5	701,000
6	800,000

第五条第二項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
	円
1	336,000
2	371,000
3	398,000

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第六条 (給与条例の適用除外等) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一号任期付研究員および第二号任期付研究員に対する給与条例第二十一条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十五」とする。</p>	<p>第六条 (給与条例の適用除外等) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一号任期付研究員および第二号任期付研究員に対する給与条例第二十一条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十五」とする。</p>
<p>改正後</p> <p>第六条 (給与条例の適用除外等) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一号任期付研究員および第二号任期付研究員に対する給与条例第二十一条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「</p>	<p>改正前</p> <p>第六条 (給与条例の適用除外等) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一号任期付研究員および第二号任期付研究員に対する給与条例第二十一条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の</p>

第四条 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

「百分の百七十」とする。

「百分の百二十五」、「百分の百七十五」とする。

(福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の一部改正)
 第五条 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例(平成十五年福井県条例第一号)の一部を次のように改正する。
 第七条第一項の表を次のように改める。

給 号	給 料 月 額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

第八条 (給与条例の適用除外等)

第八条 (給与条例の適用除外等)

2 特定任期付職員に対する給与条例第十条の三、第十九条の二第一項および第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第十条の三中「医療職給料表(一)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(一)の適用を受ける職員および福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例(平成十五年福井県条例第一号。以下「任期付職員条例」という。)第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員(医療業務に従事する職員に限る。)」と、給与条例第十九条の二第一項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十五」と、」
 「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十五」とする。

2 特定任期付職員に対する給与条例第十条の三、第十九条の二第一項および第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第十条の三中「医療職給料表(一)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(一)の適用を受ける職員および福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例(平成十五年福井県条例第一号。以下「任期付職員条例」という。)第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員(医療業務に従事する職員に限る。)」と、給与条例第十九条の二第一項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十五」とする。

第六条 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

第八条 (給与条例の適用除外等)

第八条 (給与条例の適用除外等)

2 特定任期付職員に対する給与条例第十条の三、第十九条の二第一項および第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第十条の三中「医療職給料表(一)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(一)の適用を受ける職員お

2 特定任期付職員に対する給与条例第十条の三、第十九条の二第一項および第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第十条の三中「医療職給料表(一)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(一)の適用を受ける職員お

<p>よび福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例(平成十五年福井県条例第一号。以下「任期付職員条例」という。)第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員(医療業務に従事する職員に限る。)」と、給与条例第十九条の二第一項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百七十」とする。</p>	<p>よび福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例(平成十五年福井県条例第一号。以下「任期付職員条例」という。)第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員(医療業務に従事する職員に限る。)」と、給与条例第十九条の二第一項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十五」、「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十」とする。</p>
<p>(福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例の一部改正) 第七条 福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例(昭和二十九年福井県条例第三号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>	<p>(福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例の一部改正) 第七条 福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例(昭和二十九年福井県条例第三号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>
<p>改正後</p> <p>第二十条の二 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する議員にあつては、退職し、または死亡した日現在)において議員が受けるべき議員報酬の月額に百分の百四十五を乗じて得た額に、一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十五」、「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十五」とする。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>第二十条の二 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する議員にあつては、退職し、または死亡した日現在)において議員が受けるべき議員報酬の月額に百分の百四十五を乗じて得た額に、一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十五」とする。</p> <p>5・6 (略)</p>
<p>改正後</p> <p>第八条 福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p> <p>第二十条の二 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>第八条 福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p> <p>第二十条の二 (略)</p>

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する議員にあつては、退職し、または死亡した日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額に百分の百四十五を乗じて得た額に、一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百七十」とする。

3 (略)

(知事等の給与および旅費)

第三条 (略)

2・3 (略)

4 知事等の期末手当の額は、給料の月額に百分の百四十五を乗じて得た額に、一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百七十」とする。

5・6 (略)

(福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第九条 福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和四十六年福井県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

(期末手当、通勤手当および寒冷地手当)

第三条 (略)

2 前項の期末手当の額は、給料の月額に百分の百四十五を乗じて得た額に、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和二十九年福井県条例第二十四号。以下この項において「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十五」と「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十五」とする。

3 (略)

第十条 福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

(期末手当、通勤手当および寒冷地手当)

第三条 (略)

2 前項の期末手当の額は、給料の月額に百分の百四十五を乗じて得た額に、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和二十九年福井県条例第二十四号

改正前

(期末手当、通勤手当および寒冷地手当)

第三条 (略)

2 前項の期末手当の額は、給料の月額に百分の百四十五を乗じて得た額に、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和二十九年福井県条例第二十四号。以下この項において「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十五」とする。

3 (略)

改正前

改正前

(期末手当、通勤手当および寒冷地手当)

第三条 (略)

2 前項の期末手当の額は、給料の月額に百分の百四十五を乗じて得た額に、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和二十九年福井県条例第二十四号

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する議員にあつては、退職し、または死亡した日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額に百分の百四十五を乗じて得た額に、一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十五」、「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十五」とする。

3 (略)

(知事等の給与および旅費)

第三条 (略)

2・3 (略)

4 知事等の期末手当の額は、給料の月額に百分の百四十五を乗じて得た額に、一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十五」、「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十五」とする。

5・6 (略)

。以下この項において「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百七十二」とする。

3 (略)

。以下この項において「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十五」、「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十五」とする。

3 (略)

(福井県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)
 第十一条 福井県企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和四十一年福井県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(給与の種類)
 第二条 企業職員で常時勤務を要するものおよび地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(第二十一条において「短時間勤務職員」という。)(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料および手当とする。

2 (略)

3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当(第九条第二項および第三項の規定による手当を含む。)、寒冷地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当および退職手当とする。

(給与の種類)
 第二条 企業職員で常時勤務を要するものおよび地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(第二十一条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料および手当とする。

2 (略)

3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当(第九条第二項および第三項の規定による手当を含む。)、寒冷地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当および退職手当とする。

(単身赴任手当)
 第七条の二 (略)
 (在宅勤務等手当)
 第七条の三 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずるものとして管理者が定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他管理者が定める時間を除く。)の全部を勤務することを、管理者が定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員に対して支給する。

(単身赴任手当)
 第七条の二 (略)

第八条 (略)
 (特殊勤務手当)
 第十九条 (略)

第八条 (略)
 (特殊勤務手当)
 第十九条 (略)

2 職員が育児部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の一部(二時間を超えない範囲内の時間に限る。))を

2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の一部(二時間を超えない範囲内の時間に限る。))を

(を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病または老齡により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。))の介護をするため、管理者が、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)、介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。))または高齢者部分休業(当該職員が、高年齢として管理者が定める年齢に達した日以後の日で当該職員が申請において示した日から当該職員に係る定年退職日(福井県職員等の定年等に関する条例(昭和五十九年福井県条例第四十号)第二条に規定する定年退職日をいう。))までの期間中、一週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。))の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(非常勤職員の給与)

第二十一条 非常勤職員(短時間勤務職員を除く。))については、福井県一般職の職員等の給与に関する条例第一条の福井県一般職の職員の例により、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

(特定職員についての適用除外)

第二十一条の二 第五条、第六条、第六条の三、第九条、第十条および第十八条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法第二十二条の四第一項または第二十二条の五第一項の規定により採用された職員をいう。))には適用しない。

2 (略)

勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病または老齡により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。))の介護をするため、管理者が、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。))または高齢者部分休業(当該職員が、高年齢として管理者が定める年齢に達した日以後の日で当該職員が申請において示した日から当該職員に係る定年退職日(福井県職員等の定年等に関する条例(昭和五十九年福井県条例第四十号)第二条に規定する定年退職日をいう。))までの期間中、一週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。))の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(非常勤職員の給与)

第二十一条 非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。))については、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

(特定職員についての適用除外)

第二十一条の二 第五条、第六条、第六条の三、第九条、第十条および第十八条の規定は、地方公務員法第二十二条の四第一項または第二十二条の五第一項の規定により採用された職員には適用しない。

2 (略)

(福井県職員等の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第十二条 福井県職員等の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和四年福井県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条第一項中「第二条第一項」を「第二十一条の二第一項」に改める。

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条(次号に掲げる改正規定を除く。)、第四条、第六条、第八条、第十条および第十一条(福井県企業職員の給与の種類および基準に関する条例第二条第一項、第二十一条および第二十一条の二の改正規定を除く。))の改正規定 令和六年四月一日
- 二 第二条中福井県一般職の職員等の給与に関する条例第十一条第四項および第五項の改正規定 公布の日から起算して四月を超えない範囲内において規則で定める日

2

<p>2 第一条(福井県一般職の職員等の給与に関する条例第二条および第二十二條の三の改正規定を除く。)の規定による改正後の福井県一般職の職員等の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定、第三条の規定による改正後の福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)の規定および第五条の規定による改正後の福井県一般職の任期付職員給与の特例に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)の規定は、令和五年四月一日から、第七条の規定による改正後の福井県特別職の職員給与および旅費に関する条例(以下「改正後の教育長給与条例」という。)の規定は、令和五年十二月一日から適用する。</p> <p>3 前項に規定する改正後の給与条例の規定(別表第一から別表第五の二までの規定に限る。)の適用については、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項各号に掲げる職員にあつては、他の職員との権衡を考慮し人事委員会が定める者に限るものとする。</p> <p>4 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の特別職給与条例または改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の福井県一般職の職員等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第三条の規定による改正前の福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第五条の規定による改正前の福井県一般職の任期付職員給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第七条の規定による改正前の福井県特別職の職員給与および旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与または第九条の規定による改正前の福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された給与、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与、改正後の任期付職員条例の規定による給与、改正後の特別職給与条例の規定による給与とみなす。</p> <p>5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p> <p>福井県国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。 令和五年十二月二十五日 福井県知事 杉本 達治</p> <p>福井県条例第四十三号 福井県国民健康保険条例の一部を改正する条例</p> <p>福井県国民健康保険条例(平成二十九年福井県条例第三十号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>	<p>改正後</p> <p>(交付金の種類) 第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特別交付金は、次に掲げる額の合算額を勘案して、知事が別に定めるところにより、市町に対して交付する。 一 三 (略)</p> <p>四 法第七十二條の五第一項の規定により毎年度国が負担する特定健康診査等費用額(令第四條の七第三項の規定による特定健康診査等費用額をいう。以下同じ。)の三分の一に相当する額および法第七十二條の五第二項の規定に</p>	<p>改正前</p> <p>(交付金の種類) 第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特別交付金は、次に掲げる額の合算額を勘案して、知事が別に定めるところにより、市町に対して交付する。 一 三 (略)</p> <p>四 法第七十二條の五第一項の規定により毎年度国が負担する特定健康診査等費用額(令第四條の六第三項の規定による特定健康診査等費用額をいう。以下同じ。)の三分の一に相当する額および法第七十二條の五第二項の規定に</p>	
--	---	---	--

より県が一般会計から県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる特定健康診査等費用額の三分の一に相当する額の合算額のうち、県内の当該市町の特定健康診査等費用額に応じて交付する額

より県が一般会計から県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる特定健康診査等費用額の三分の一に相当する額の合算額のうち、県内の当該市町の特定健康診査等費用額に応じて交付する額

附則

この条例は、令和六年一月一日から施行する。

福井県自動車駐車場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年十二月二十五日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第四十四号

福井県自動車駐車場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

福井県自動車駐車場の設置および管理に関する条例（平成十六年福井県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表福井駅西口地下駐車場の部福井駅西口地下駐車場駐車券により駐車させる場合の款中「特急利用者」を「新幹線等利用者」に改め、同表備考第四号を次のように改める。

四 「新幹線等利用者」とは、福井駅西口地下駐車場に自動車を利用する者のうち、駐車時間内において福井駅から新幹線鉄道の列車に乗り、福井県外に所在する鉄道駅（以下「県外駅」という。）で下車する者もしくは福井駅から新幹線鉄道もしくは並行在来線（全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第二条に規定する新幹線鉄道の路線の開業に伴い、西日本旅客鉄道株式会社から経営が分離される鉄道事業に係る路線をいう。以下同じ。）の列車に乗り、敦賀駅を経由して特別急行列車に乗り、県外駅で下車する者または県外駅から新幹線鉄道の列車に乗り、福井駅で下車する者もしくは県外駅から特別急行列車に乗り、敦賀駅を経由して新幹線鉄道もしくは並行在来線の列車に乗り、福井駅で下車する者をいう。

別表備考第十一号中「特急利用者」を「新幹線等利用者」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に福井駅西口地下駐車場に自動車を入場させ、施行日以後に自動車を出場させる者から徴収する駐車料金については、なお従前の例による。